

## 2019年度 就学援助制度のご案内（7月～翌年6月分）

三芳町教育委員会

町では、町内に住民登録し居住しているご家庭の児童・生徒で経済的な理由により就学が困難な家庭に対し、学用品費・給食費・修学旅行費などの費用の一部を援助しています。

就学援助の認定期間は7月から翌年の6月までとなっています。2019年6月まで認定となっている世帯及び2019年4月～6月までの申請をした世帯も改めて申請が必要です。

### 【援助を受けることができる方及び確認書類】

三芳町に住民登録があり、公立の小中学校に在籍する児童・生徒がいるご家庭で、下記の認定基準の範囲以内に該当する場合

- ① 2018年中に同一世帯に所得のある方すべての合計所得額が、生活保護基準に基づく指数の1.3以下の世帯
- ② 児童扶養手当を受給している家庭で、2018年中に同一世帯に所得のある方すべての合計所得額が、生活保護基準に基づく指数の1.5以下の世帯
- ③ 生計を共にする家族が不慮の事故及び病気療養中など生計が著しく困窮した世帯

### 【申請手続き】

#### (1) 申請受付期間

年度当初⇒2019年5月7日（火）～2019年6月28日（金）

年度途中⇒2019年7月1日（月）～2020年4月30日（火）の期間に申請し、審査の結果認定となった場合には、申請のあった翌月の援助費から支給されます。

#### (2) 申請方法及び申請先

三芳町役場5階・教育委員会学校教育課（郵送不可）

#### (3) 申請に必要なもの

1. 就学援助費受給申請書（1世帯1枚です。）
2. 支払金口座振込依頼書（申請者名義の金融機関口座を記入したもの）
3. 前年分（2018年分）の所得を証明する下記の書類等のうち、該当するものの写し。
  - ① 令和元年度課税証明書  
(※2019年1月1日に三芳町に住所を有しなかった方のみ。前住所地で取得してください。)
  - ② 児童扶養手当証書の写し（埼玉県発行の水色の書類）
  - ③ 各種年金支払通知書…年金受給者
  - ④ 失業手当受給資料（総支給額のわかる書類）…前年中に退職され、失業手当を受けていた方
  - ⑤ その他手当を受けていることを確認できる書類
4. 貸家及び借間等にお住まいの場合、家賃を証明できる書類（写し）  
(賃貸借契約書または家賃引落しの記帳がされている通帳など)
5. 印鑑（認印）

#### (4) 申請についての注意事項

1. 同一世帯に所得のある方すべての合計所得額が審査対象になります。
2. 生活保護を受けている方は、申請できません。
3. 同一世帯に未申告の方がいる世帯は、対象となりません。
4. 添付書類の不備、記入漏れ、印鑑漏れ等がありますと受け付けることができませんので、提出前に内容等のご確認をお願いいたします。

#### 審査結果の通知】

審査結果については7月中旬頃に通知します。

#### 【支給金額・支給時期・支給方法】

下表の金額は年額です

援助費目	支給金額（小学校）	支給金額（中学校）	支給時期
学用品費	11,420円	22,320円	各学期終了後
通学用品費(第1学年を除く)	2,230円		各学期終了後
新入学生徒学用品費		47,400円 (小6の1月に認定している世帯)	中学校入学前支給 2020年2月初旬
給食費	1年生45,150円 2～6年生47,300円	1・2年生55,000円 3年生52,500円	毎月学校長口座へ振込
校外活動費(宿泊あり)	対象経費(クラス別行動は、学年全体で均等に支払う経費のみ支給。班別行動・お小遣い・おやつ代等は対象外)		実施後
校外活動費(宿泊なし)	対象経費(クラス別行動は、学年全体で均等に支払う経費のみ支給。班別行動・お小遣い・おやつ代等は対象外)		学期終了後
修学旅行費	対象経費(クラス別行動は、学年全体で均等に支払う経費のみ支給。班別行動・お小遣い・おやつ代等は対象外)		実施後
医療費	実費額(医療券を発行) ※定期健康診断により、虫歯、結膜炎など特定の疾病の治療指示がされた場合		治療後 医療機関へ振込

※学校給食費・医療費を除く支給方法は保護者への口座振り込みとなりますが、学校長に委任する場合があります。ただし、三芳町に住所を有し、町外の公立小・中学校へ就学している場合、学校給食費は保護者への口座振り込みとなります。

※支給通知の送付はありません。支給時期については、多少変動することがありますのでご了承ください。

※生活保護を受けている場合は、上表のうち修学旅行費・医療費のみ就学援助費から支給されます。

それ以外は、生活保護費(教育扶助費)から支給されます。

#### お問い合わせ先

三芳町教育委員会 学校教育課 学務担当

電話 049(258)0019 内線524・525

FAX 049-274-1056